

教えて!

「共謀罪」 6 捜査手法、どこまで拡大?

テロや組織的な犯罪を計画、準備した段階で処罰する「テロ等準備罪」。捜査機関はどのように対応していくのか。捜査にどんな影響があるのか。

テロなどを捜査するのは主に警察だ。警察幹部の一人は「法の構成要件も未確定の段階で言いようがない」と断った上で、「一般的には今までできなかったことができるようになり、テロ防止につながるのでは有用だ」と話す。

罪は、①重大な犯罪を企図した組織的犯罪集団が②役割分担して犯罪に合意し③実行に向けて準備行為をする——ことで成り立つ。①にはテロ組織や暴力団などが該当するとしている。

各国で相次ぐ過激派組織などのテロを念頭に、現行法制で対応できないケースはあるのか。政府関係者は、▽組織のメンバーが日本のインフラ施設の攻撃を計画、国内に潜伏していることを警察が突き止めたが逮捕できない▽国際組織犯

罪防止条約に入っている国でテロを計画したメンバーが日本に逃亡し、引き渡しを求められたが応じられない——といった例を挙げる。適用の対象は限定されるのか、計画・準備の段階で処罰するのは内心の自由を侵さないか、といった批判のほか、捜査手法のあり方にも関心が集まる。

この罪で摘発するためには、犯罪の計画段階から組織の構成や動向を把握する必要があるが、捜査当局はいかにつかむのか。一つは通信傍受(盗聴)はどう

テロ等準備罪(共謀罪)の捜査は

協力者・組織内部からの情報提供	捜査可能
インターネット上の情報捜査	可能
関係者の取り調べ	可能
...	
通信傍受(盗聴)	?

↓
捜査可能にするには通信傍受法の改正が必要

通信傍受法が定める対象犯罪

- 薬物犯罪・殺人
- 爆発物取締罰則違反
- など計13類型

ただし、テロ等準備罪の罰則を適用する場合は、捜査機関の傍受可能か?

傍受は憲法の「通信の秘密」に真っ向からぶつかると。通信傍受法は様々な議論を経て2000年に施行された。対象は薬物犯罪など4類型だったが、昨年12月施行の改正法で殺人や詐欺など9類型が加わった。テロ等準備罪を同法の対象にするには、改めて法改正をする必要がある。

ただ同法は、令状の対象犯罪と一体となっていれば、他の犯罪についても、一定の罰則以上の場合は傍受できるなどと定めている。

編纂委員・吉田伸八、金子元希